

岐阜県森林公社利用間伐材販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人岐阜県森林公社（以下「公社」という。）の実施する利用間伐事業に伴って作業路等の作業ポイントに集積した木材（以下「販売物件」という。）の販売に関し、必要な事項を定めるものとする。

(販売方法)

第2条 販売物件の販売方法は、山元土場販売又は委託販売とし、原則として当該分収契約地の利用間伐事業を施工した森林組合又は林業事業体（以下「森林組合等」という。）と次の契約を締結して行うものとする。

(1) 山元土場販売の場合・・・売買契約（第1号様式）

(2) 委託販売の場合・・・委託契約（第2号様式）

(販売方法の決定)

第3条 販売物件の販売方法の決定は、土地所有者の意見を聞いて理事長が行う。

(山元土場販売)

第4条 山元土場販売における販売物件の売買単価は、1立方メートル当たり又は、1本当たりの樹種別規格別単価とし、契約は、森林組合等から見積書（第3号様式）を徴収して行う。

2 山元土場販売は、森林組合等の利用間伐事業における完成後の搬出明細書に基づき、公社が検収した材積により行う。

(委託販売)

第5条 委託販売する販売物件の販売先は、安全であり高価格で販売が期待できる市場又は製材工場等を選定し販売する。

2 販売物件の販売費用は、前項で定める販売先までの運搬等に要する経費及び販売先における極積料、市場手数料の販売経費とし、その額は、販売先で検収された材積を基準として算定する。

3 委託契約は、前項で定める販売費用の1立方メートル当たり単価の見積書（第4号様式）を徴収して行うものとし、委託契約書に記載する委託料の額は、前項で定める販売費用の1立方メートル当たりの額とする。

(販売収益の納入)

第6条 森林組合等は、山元土場販売にあつては搬出完了後に提出する売買物件受領書により、また、委託販売にあつては販売代金のうちから第5条2項に規定する販売費用を差し引いた販売収益を委託販売精算書（第5号様式）により公社に報告し、公社からの請求書（山元土場販売のときは第6号様式、委託販売のときは第7号様式）により納入するものとする。

附 則 この要領は、平成15年10月 1日から施行する

附 則 この要領の一部改正は、平成18年 5月 1日から施行する

附 則 この要領の一部改正は、平成23年 4月 1日から施行する

附 則 この要領の一部改正は、平成25年 4月 1日から施行する

(第1号様式)

売 買 契 約 書

- 1 仕様書番号 第売販 号
- 2 売買の目的 利用間伐材販売
- 3 履行場所 市 町
郡 村 地内
- 4 履行期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 5 売買単価 別表による
- 6 契約保証金 免除

公益社団法人岐阜県森林公社（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間において、上記履行期間内に上記履行場所に集積した発注者の所有する利用間伐材（以下「販売物件」という。）を受注者に販売するため、次の条項により契約を締結する。

- 第1条 発注者は、頭書の売買単価により、頭書の履行場所に集積した販売物件を受注者に販売し、受注者は頭書の履行期間内に販売物件の搬出を完了するものとする。
- 第2条 受注者は、発注者から販売物件の引渡しを受けたときは遅滞なく売買物件受領書を発注者に提出しなければならない。
- 第3条 発注者は、前条に規定する受領書を受領したときは受注者に対して売買代金を請求するものとする。
- 第4条 受注者は、発注者からの請求書を受領したときは30日以内に納入する。
- 第5条 この契約に関する一切の紛争については、発注者受注者協議して定めるものとする。
- 第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ発注者受注者協議して定めるものとする。
- この契約を証するため本書1通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ、発注者がこれを保有し、受注者はその写しを保有する。

年 月 日

発注者 公益社団法人岐阜県森林公社
理事長

印

受注者

印

(契約書第2条関係)

売 買 物 件 受 領 書

年 月 日

住 所
氏 名

印

下記履行場所において引渡しを受けました販売物件について、次のとおり受領しました。
記

- 1 仕様書番号 第売販 号
- 2 履行場所 契第 号 市・郡 町・村 地内
- 3 販売物件

樹種	末口直径 cm	材長 m	単木材積 m ³	本 数 本	材 積 m ³	売買単価	金 額
計							

公益社団法人 岐阜県森林公社
理事長 様

(第2号様式)

委 託 契 約 書

- 1 仕様書番号 第委販 号
- 2 委託の目的 別紙仕様書のとおり
- 3 履 行 場 所 市 町 郡 村 地内
- 4 履 行 期 間 自 年 月 日 至 年 月 日
- 5 委 託 料 1立方m当たり 金 円
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円)
- 6 契約保証金 免 除

公益社団法人岐阜県森林公社（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間において、上記履行期間内に上記履行場所に集積した発注者の所有する利用間伐材（以下「販売物件」という。）の販売を乙に委託するため、次の条項により契約する。

第1条 受注者は、頭書の委託料をもって頭書の期間内に委託業務を完了しなければならない。

2 この委託業務に要する費用（以下「販売費用」という。）は、受注者において立替支払いし、販売物件の販売代金より差し引き精算する。

第2条 販売物件の販売先は、発注者、受注者協議のうえ、安全であり高価格で販売が期待できる市場、又は製材工場等とする。

第3条 販売物件の材積は、販売先で検収された材積とする。

第4条 受注者は、販売先における販売代金の確定に伴い、販売代金のうちから販売費用を差し引いた販売収益を、委託販売精算書により発注者に報告するものとする。

2 発注者は、前項の委託販売精算書に基づき、その差引精算額を受注者に対して請求するものとする。

第5条 受注者は、発注者からの請求書を受理したときは30日以内に納入する。

第6条 この契約に関する一切の紛争については、発注者受注者協議して定めるものとする。

第7条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書1通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、発注者がこれを保有し、受注者はその写しを保有する。

年 月 日

発注者 公益社団法人岐阜県森林公社
理事長

印

受注者

印

委 託 販 売 仕 様 書

1 仕様書番号 第委販 号

2 履行場所 契第 号 市郡 町村 地内

3 販売先

4 販売先までの距離 km

5 販売物件

樹 種	末口直径	材 長	本 数	材 積	備 考
	cm	m	本	m ³	
計					

6 販売費用

区 分	1 m ³ 当たりの金額	備 考
トラック積込費	1 m ³ 当たり 円	
トラック運搬費	1 m ³ 当たり 円	
桤 積 料	1 m ³ 当たり 円	
市場手数料	1 m ³ 当たり 円	
計	円	

※ 市場手数料は、販売予想価格に市場手数料率8%を乗じて算出した。

※ 上記計上金額は消費税を含んだ金額を計上している。

(第3号様式)

見 積 書

樹 種	規 格			単 位 (本又はm3)	単 価		備 考
	末口直径	材 長	材 積		内消費税		
	c m	m	m3		円	円	
計							

仕様書番号 第 号
事業名 事業
履行場所 市郡 町村大字 字 地内
予定材積 (又は予定本数) m3 (本)

本書のとおり見積します。

年 月 日

住 所

氏 名 ⑩

公益社団法人 岐阜県森林公社

理 事 長 様

(第4号様式)

見 積 書

内	積込料	1 m3 当たり 円	(内消費税) 円	計 円
	運搬料	1 m3 当たり 円	(内消費税) 円	計 円
訳	桧積料	1 m3 当たり 円	(内消費税) 円	計 円
	販売手数料	販売金額の %	(内消費税) 円	計 円

仕様書番号 第 号

事業名 事業

履行場所 市郡 町村大字 字 地内

予定材積 m3

本書のとおり見積します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

公益社団法人 岐阜県森林公社

理 事 長 様

年 月 日

公益社団法人岐阜県森林公社
理事長 様

住所
氏名

⑨

委 託 販 売 精 算 書

下記履行場所において委託を受けました利用間伐材の販売について、次のとおり精算しましたので報告します。

記

- 1 仕様書番号 第委販 号
- 2 履行場所 契第 号 市郡 町村 地内
- 3 販 売 先
- 4 精算明細

	区 分	数 量	単 価	金 額	備 考
販 売 収 入	販売代金				別紙明細書のとおり
	計				
販 売 費 用	トラック積込費				
	トラック運搬費				
	桟積料				
	市場手数料				
	計				
差引精算額					

※上記計上金額は、消費税を含んだ金額を計上している。

請 求 書

金 _____ 円也

但し、下記履行場所における利用間伐材の売買契約に伴う販売物件の売買代金額

記

履行場所 契第 号 市郡 町村 地内

年 月 日

公益社団法人岐阜県森林公社

理事長

⑩

様

請 求 書

金 _____ 円也

但し、下記履行場所における利用間伐材委託販売に伴う差引精算代金額

記

履行場所 契第 号 市郡 町村 地内

年 月 日

公益社団法人岐阜県森林公社

理事長 (印)

様